

# 車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能講習会 開催ご案内

労働安全衛生法第61条、労働安全衛生法施行令第20条第12号の規定により、機体重量が3トン以上の労働安全衛生法施行令別表第7第1号及び第2号に掲げる下記対象機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務については、「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習」を修了した者でなければ就かせることができません。

<対象機械> (車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用))

- |           |                  |             |
|-----------|------------------|-------------|
| ①ブル・ドーザー  | ②モーター・グレーダー      | ③トラクター・ショベル |
| ④ずり積機     | ⑤スクレーパー          | ⑥スクレープ・ドーザー |
| ⑦パワー・ショベル | ⑧ドラグ・ショベル(バックホー) | ⑨ドラグライン     |
| ⑩クラムシェル   | ⑪バケット掘削機         | ⑫トレンチャー     |

北労安教第174号 期限2024.3.30

北海道労働局長登録教習機関  
建設業労働災害防止協会北海道支部  
<http://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

## 1. 受講資格

満18歳以上であって、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習規程第3条に規定されている受講の免除を受けることができる者のうち、以下に該当する者

- 大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許を有する者
- 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許若しくは普通自動車免許又は大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許を有し、かつ、次のいずれかの機械の運転の業務に、特別教育修了後3か月以上従事した経験を有する者
  - 機体重量3トン未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)
  - 機体重量3トン未満の車両系建設機械(解体用)
  - 最大積載量1トン未満の不整地運搬車
- 不整地運搬車運転技能講習を修了した者

**【注】受講資格を証明する、修了証等の写しを受講申込書に添付して下さい。**

※ 上記以外の受講の免除を受けることができる者又は全科目を受講する者を対象とした車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習会は実施しておりません。

受講資格を有しない者はこの講習を受講することができません。受講資格を有しない者が過誤又は虚偽の申立てにより受講し修了証の交付を受けた場合、その修了証は取消し無効となりますので、ご注意ください。

## 2. 開催日時・会場・定員

講習は2日間です。各日とも講習開始時刻の10分前までに受付けをしてください。

令和5年 2月16日(木) 8:00～17:20 (定員20名)  
2月17日(金) 8:00～17:30ころ

会場(学科) 北見地域職業訓練センター (北見市東三輪5丁目1番地4)

(実技) サンドーム北見 (北見市東三輪5丁目1番地10)

### 3. 講習科目・修了試験

- |                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| ① 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識（作業装置） | 5時間00分   |
| ② 運転に必要な一般的事項に関する知識（一般知識）           | 3時間00分   |
| ③ 関係法令（関係法令）                        | 1時間00分   |
| ④ 作業のための装置の操作（実技）                   | 5時間00分   |
| ⑤ 修了試験（学科）                          | 0時間40分   |
| ⑥ 修了試験（実技）                          | 1時間30分程度 |
| ⑦ 講習時間合計（修了試験を除く）                   | 14時間00分  |

### 4. 時間割

1 日 目	時間	8:00~8:05	8:05~12:00	12:00~12:45	12:45~14:00	14:10~17:20			
	項目	オリエンテーション	作業装置 (休憩10分)	昼食休憩	作業装置	一般知識 (休憩10分)			
2 日 目	時間	8:00~8:05	8:05~9:05	9:05~9:50	9:50~10:00	10:00~12:00	12:00~12:45	12:45~15:45	15:45~17:30
	項目	オリエンテーション	関係法令	試験説明 学科試験	移動	実技	昼食休憩	実技	実技試験

### 5. 修了試験・修了証

- ① 2日目の学科講習終了後、引続き学科修了試験を行います。  
2日目の実技講習終了後、引続き実技修了試験を行います。  
所定の科目と時間のすべてを受講しなければ各修了試験を受けることができません。  
学科修了試験は、「全科目合計の6割以上の得点」及び「科目ごとに4割以上の得点」の両方を満たした場合に合格となり、実技修了試験は、「実技科目の合計の6割以上の得点」を満たした場合に合格となります。学科修了試験と実技修了試験の両方に合格して技能講習の合格となります。これに満たない場合は不合格となります。
- ② 学科修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル（HB・B）」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ③ 学科修了試験と実技修了試験の両方に合格した方には、「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証」を交付します。不合格者には不合格通知書を郵送します。
- ④ 「修了証」は、受講者個人宛に申込書記載の「現住所」へ「特定記録」で郵送します。当支部で他の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

### 6. 受講料

一部免除受講者 受講料（教材費込み） 43,480円（消費税込み）

### 7. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」  
受講資格の(2)で受講する方は、「業務経験等」欄に受講資格の経験年数を証明する「事業主業務経験証明」が必要です。個人事業主が自ら受講する場合、「事業主業務経験証明」は第三者の証明が必要となります。
- ② 「本人を確認するための書類」（いずれかの写しを添付）  
自動車運転免許証（住所変更されている方は表裏両面）、マイナンバーカード（表面のみ）  
パスポート、住民票（個人番号が記載されていないもの）、健康保険証等  
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「証明写真(カラー) 3枚」（縦3.0cm×横2.5cm）上半身無帽で最近6ヶ月以内に撮影したもの。  
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。  
（色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの等は不可。）
- ④ 「受講料」
- ⑤ 「修了証郵送料（244円分の切手）」（現金での納付はできません。）
- ⑥ 「受講資格を証明する書類」（写しを添付）  
受講資格を証明する免許証、修了証等

## 8. 申込先

建設業労働災害防止協会北海道支部 北見分会 (略称: 建災防北見分会)

〒093-0012 網走市南2条西3丁目 網走建設業協会内

TEL: 0152-67-6577 FAX: 0152-43-6810

## 9. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締切りですが、定員に達した場合は受講受付を終了しますのでご了承ください。  
(受付け締切り後に届いた申込書等は返却します。)
- ② **原則として受付け後の受講料の払戻しはしません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻しします。(他の開催日に振替えることが可能な場合は、希望により振替えます。)
- ③ 証明写真(カラー、縦3.0cm×横2.5cm、裏面に氏名記入) **3枚**を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
- ④ 受講者が30名以上となる場合は、個別開催に応じますのでご相談ください。

## 10. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ **原則として遅刻は認められません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了試験を受けることができません。(いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 学科修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。  
筆記具は、学科講習と実技講習の両方とも持参してください。
- ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。  
昼食休憩時間は45分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。  
また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑦ 講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記具等)以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行って構いません。
- ⑧ 会場は禁煙です。講義中は座席を離れないようにしてください。
- ⑨ 実技講習では、ヘルメットを着用し、作業しやすい服装で受講してください。また、手袋(軍手等)と安全靴の着用が望ましく、天候状況に合わせて防寒着や雨具等も用意してください。

## 11. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13（氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例）に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第1項（外国人住民の通称の住民票への記載等）に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

## 12. 申込み方法 次の①～③いずれかの方法でお申し込みください。

- ①直接持参 → 7.申込に必要なものを同封して北見分会事務局まで持参して下さい。
- ②現金書留 → 7.申込に必要なものを同封して北見分会事務局まで郵送して下さい。
- ③銀行振込 → 7.申込に必要なものを北見分会事務局まで持参又は郵送していただき、  
受講料及びテキスト代は下記の受講料等振込口座へお振り込み下さい。

※②、③でお申し込みの方は、領収書及び受講券発送用の自社宛封筒(84円切手添付)を同封して下さい。

### ○受講料等振込口座

網走信用金庫 本店 普通 0596423 【口座名義 建災防北見分会】

### ※お振り込みの祭の留意事項

- ・受講料は前納制となります。  
事前に入金がない場合は、受講できませんのでご注意ください。
- ・受講料は、遅くとも受講日の1週間前までに上記の指定口座にお振り込み下さい。  
入金確認後、受講券を発送いたします。
- ・振込手数料は申込者のご負担となります。

※受付確認	※資格確認	※受講確認

※は記入しないで下さい。

(北労安教第174号) ※受付 第

号

(2月16日用)

カラー写真3枚  
縦3.0cm×横2.5cm

写真はこの欄に糊付けしないで、写真の裏面に氏名を記入して提出してください。

## 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習受講申込書

ふりがな		性別	生年月日	昭和	年	月	日
氏名		男 女		平成		(満)	(才)
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無(いずれかに○印を記入)	有・無	併記を希望する氏名又は通称				
現住所	〒	—	電話 ( )	—			
所属事業場	住所	〒	—	電話 ( )	—		
	事業場名						
	連絡担当者	所属部署 職氏名	電話 ( )	—			
修了証等の送付先	修了証・不合格通知書は、現住所へ郵送します。現住所以外を希望する場合は郵送先を記入してください。	〒	—	電話 ( )	—		
受講資格 (該当区分を○で囲む)	(1) 大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許を有する者	(2) 大型自動車(第二種)免許、中型自動車(第二種)免許、準中型自動車免許又は普通自動車(第二種)免許を有し、建設機械等(下記「事業主実務経験証明」欄に記載されている建設機械等をいう)の運転の業務に、特別教育終了後3ヶ月以上従事した経験を有する者	(3) 不整地運搬車運転技能講習を修了した者	「受講資格」を有することを証明する書面の写しを添付してください。			
	受講資格が上記「(2)」の場合は、下記「業務経験等」に記入して「事業主実務経験証明」を受けてください。						
業務経験等	特別教育修了日	昭和・平成・令和 年 月 日修了(修了証が交付されている場合は修了証の写しを添付)					
	運転業務経験期間(特別教育修了後)	昭和・平成・令和 年 月 日～昭和・平成・令和 年 月 日( 年 ヶ月) 上記期間に主に運転した機械 メーカー名 ( ) 型式 ( )					
事業主実務経験証明(受講資格(2)に該当する場合に記入) ※個人事業主の場合は、第三者の証明が必要	上記の者は、建設機械等(「機体重量3トン未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)」「機体重量3トン未満の車両系建設機械(解体用)」「最大積載量1トン未満の不整地運搬車」)の運転の業務に、特別教育終了後3ヶ月以上従事した経験を有することを証明します。 事業場名 代表者職氏名 ☎ 電話 ( ) —						

### 建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

令和 年 月 日

申込者  
(受講者氏名)

- (注) 1. この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。  
2. 個人事業主が自ら受講する場合、経験年数は第三者の証明が必要となります。  
3. 受講申込書に記載された事項は、修了証の発行以外の事業において使用することはありません。

#### 【※事務局記入欄】

作業装置	一般知識	関係法令	小計	実技	合計	判定	修了証番号	号
						合・否	修了証 交付年月日	令和 年 月 日

(12/30) (8/20) (8/20) (42/70) (36/60) (130)

## 建設事業主等に対する助成金

### 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習は、厚生労働省の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の支給対象となっています。助成金の概要は下記に示す内容となっていますので、支給要件を満たし希望される場合は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

#### 《主な支給要件》

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が16.5/1,000の適用を受ける建設事業主
3. 助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
5. 受講者から講習費用を徴収していないこと

#### 《助成額》

##### 1. 経費助成

- ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 支給対象費用の **3/4**
- ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 35歳未満 支給対象費用の **7/10**  
35歳以上 支給対象費用の **9/20**

##### 2. 賃金助成

- ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 一人当たり日額 **8,550円** [9,405円]
  - ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 一人当たり日額 **7,600円** [8,360円]
- ※ [ ] 内は受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価

##### 3. 生産性向上助成

生産性要件を満たした場合は、上記の支給決定後、助成額が増額される場合がありますので、詳細は労働局にお聞きいただくか厚生労働省又は労働局のホームページをご覧ください。

#### 《その他留意点》

##### 1. 支給申請書の提出

講習終了の翌日から起算して2ヵ月以内に、必要書類一式を北海道労働局(又は管轄都府県労働局)に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※ 助成金の提出先及び手続等に関するお問い合わせ先

**北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用対策係**

札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎3F 電話011-738-1043

※ この助成金を利用する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局(又は厚生労働省)のホームページからダウンロード出来ます。

当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

2. 支給申請時に必要な「助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)」の受講証明は、当支部で行っています。

**建設業労働災害防止協会 北海道支部**

札幌市中央区北4条西3丁目1 北海道建設会館7階 電話011-261-6187

※ 講習会の受講申し込みや講習会に関するお問い合わせについては、建設業労働災害防止協会北海道支部の各分会窓口となりますので、お間違のないようお願いいたします。